

産業廃棄物最終処分場（三原市）に係る警告について

1 要旨・目的

産業廃棄物最終処分場（三原市）の設置者であるジェイ・イー・ビー協同組合に対し、令和5年7月19日（水）付けで警告を実施した。

2 現状・背景

(1) 経緯

年月日	内容
令和5年6月16日 (金)	最終処分場の浸透水及び地下水（各2箇所）の検査を実施 (6月26日（月）結果判明)
令和5年6月29日 (木)	廃棄物処理法の基準（最終処分場の維持管理基準）に基づき、産業廃棄物の搬入及び埋立処分中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずるよう勧告(6月30日（金）到達) ※指導を継続し、7月6日（木）に搬入停止を確認
令和5年7月8日 (土)	産業廃棄物の搬入及び埋立処分が行われていることを確認し、搬入及び埋立処分中止等を指導 ※以後、搬入停止を継続中

(2) 浸透水等の水質検査結果

	検査項目	単位	浸透水		地下水		基準値
			北西部	北東部	上流井戸	下流井戸	
生活環境項目	pH	—	7.0	6.1	5.9	6.8	—
	BOD※	mg/L	54	22	1.4	0.8	20
	COD	mg/L	20	19	2.3	1.1	40
有害項目	カドミウム	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.003
	六価クロム	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.05
	ヒ素	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.01
	水銀	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.0005
	セレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.01
	シアン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND

※BOD：微生物が水中の有機物を酸化分解する際に消費する酸素量で、有機物による汚染の度合いを評価する指標。BOD自体は人の健康に直接影響を及ぼす物質ではない。

3 警告の概要

(1) 違反の内容

浸透水の水質が基準を超過し、事業者が生活環境保全上必要な措置の検討を行っている段階で、令和5年7月8日（土）に産業廃棄物の搬入及び埋立処分が行われたため。（維持管理基準違反）

(2) 警告の内容

ア 廃棄物処理法の遵守に関する事項

- ・ 産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること
- ・ 当該措置の内容について、県の確認を受けるとともに、浸透水の水質が行政検査により基準に適合していることを確認するまでの間、搬入及び埋立処分を行わないこと

イ その他

- ・ 対応状況について、地元住民への説明に努めること

4 今後の対応

県としては、地域の生活環境の保全を図るため、事業者により、速やかに改善措置が行われ、浸透水が基準以下となるよう、指導を徹底していく。

5 その他

地域住民の皆様の生活環境への懸念を踏まえ、現状の浸透水の水質を確認するため、水質検査を早急に実施する。（水質検査結果が判明次第速やかに公表予定）

【参考1】産業廃棄物最終処分場の概要

設置者	ジェイ・エー・ビー協同組合 代表理事 落合 一也 (東京都目黒区洗足二丁目17番21号)
所在地	三原市本郷町南方字観音平 22179 番地 1 外 6 筆
施設の種類	安定型最終処分場
施設能力	埋立面積：96,939 m ² 、埋立容量：1,038,125 m ³
埋立品目	廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類
設置許可年月日	令和2年4月23日
処分業許可年月日	令和4年8月26日

【参考2】最終処分場の維持管理基準の概要

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第2号へ

次に掲げる場合には、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

- (1) 浸透水に係る地下水等検査項目（有害項目）の水質検査の結果、基準に適合していない場合。
- (2) 生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の水質検査の結果、BODが20mg/L又はCODが40mg/Lを超えている場合。